

学校番号

1 5 9

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

金沢市立杜の里小学校

目 次

第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	2
	(1) いじめの基本的な考え方	2
	(2) 犯罪につながるいじめ	3
	(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴	3
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
	(1) いじめの未然防止	4
	① いじめを許さない雰囲気づくり	
	② 分かる授業づくりの推進	
	③ 障害のある児童生徒等への支援	
	④ 自己有用感や自己肯定感の涵養	
	⑤ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定	
	(2) いじめの早期発見	5
	① アンケート調査や教育相談の実施	
	② 教師と児童の信頼関係の構築	
	③ 家庭や地域との連携	
	④ 教職員間の情報共有	
	(3) いじめへの対処	6
	① 組織的な指導体制の確立	
	② 関係機関との連携	
	③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
	(4) いじめが「解消している」状態	7
	① いじめに係る行為が止んでいること	
	② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	
第 2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1	いじめの防止等のために実施する施策	8
	(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）	8
	① 目的	
	② 構成	
	③ 役割	
	(2) いじめの防止等の具体的な取組	10
	① 授業改善に関わる取組	
	② 道徳教育や人権教育等の充実	
	③ 異学年交流の場の提供	
	④ 特別活動の充実	

- ⑤ 児童会活動の充実
- ⑤ 情報モラル教育の充実
- ⑥ アンケートや教育相談の実施
- ⑦ 校内研修の実施
- ⑧ 家庭や地域との連携
- ⑨ 年間指導計画表

(3) いじめの早期発見に関する留意事項 14

- ① 学校で分かるいじめ発見のポイント
- ② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

(4) いじめに対する措置 17

(5) いじめへの対処に関する留意事項 18

- ① いじめを受けている児童への対応
- ② いじめを行っている児童への対応
- ③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応
- ④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応
- ⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

2 重大事態への対処 20

(1) 重大事態の発生と報告 20

- ① 重大事態の意味
- ② 重大事態の報告

(2) 重大事態の調査 21

(3) 調査結果の提供及び報告 21

- ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- ② 調査結果の報告

第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項 22

1 学校いじめ防止基本方針の公表 22

2 主な相談機関の案内 22

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念(「いじめ防止対策推進法」第13条を受けて)

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講ずるものとする。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ① いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ② いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

2 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(「国の基本方針」文部科学省)

【本基本方針で使用する用語の略称について】

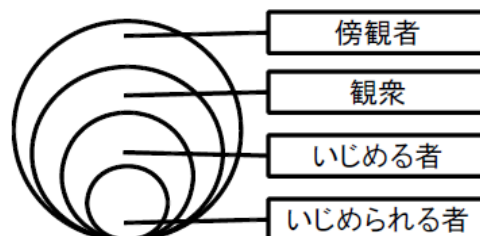
- ・「法」…いじめ防止対策推進法
- ・「国の基本方針」…いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日改定)
- ・「重大事態ガイドライン」…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月30日改訂)
- ・「生徒指導支援室」…金沢市教育委員会学校指導課生徒指導支援室

3 いじめの理解

(1) いじめの基本的な考え方

- ・ いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

- ・ いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学



「いじめの四層構造」

- 級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）も深く影響している。
- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応し、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

【いじめは笑いに隠される】

- ・ いじめられる児童生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・ このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる児童生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

（「いじめを見逃さない学校づくり」H24.10 石川県教育委員会）

- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

(2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があります、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】

- ・同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第 204 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる
→【強要】（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第 176 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む→【窃盗】（刑法第 235 条）
- ・自転車を故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第 261 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く
→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

（「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25. 5. 16 文部科学省）

(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

※1 等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 等

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要である。

※1 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」…参加者が互いに友人を紹介し合って、新たな友人関係を広げることを目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。また、いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくいかたちで行われるものであることから、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という視点を持って、例えば、けんかやふざけあいであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、積極的に対応する。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

③ 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを行う。その際、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」及び「自ら問い、自ら行う 金沢探究スタイル」（令和7年3月 金沢市教育委員会）を参考に、授業改善に努める。

③ 障害のある児童生徒等への支援

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差等から、いじめが行われることのないよう外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、L G B T Q+等について、教職員への正しい理解の促進や、学校の必要な対応について周知する。

- ・震災等により被災した児童生徒又は避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・感染症等の罹患者及び家族等への差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起きることのないよう、児童生徒に対して指導するとともに、保護者に対しても理解を求める。
- ・上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

④ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑤ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

心の健康観察の実施に加え、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係

や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くとって対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。また、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有する。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

その他、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関等）との適切な連携を図るため、日頃より情報共有体制を構築する。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。特に、「インターネットを通じて行われるいじめの特徴」として、次の点が挙げられる。

- ・インターネットは、大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。
- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやりとりが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく、削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 等

※インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを推進する。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知するとともに、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(4) いじめが「解消している」状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、そ

の安全・安心を確保する。いじめ問題対策チームにおいて、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

① 目的

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うことや、早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター等とし、スクールカウンセラー、学校医等の必要と思われる教職員や専門知識を有する者を加え構成する。また、必要に応じて学級担任や教科担任等を加えるものとする。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、いじめ対策委員会扱いとして組織図に位置づける。なお、いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめの問題について正しい理解や鋭い感覚を持ち、常にいじめの問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、即応できる体制を維持する。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的 PDCA サイクルの実行

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発

- ・ P D C A サイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・ 各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・ 学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・ 児童会が主体となった取組の推進
- ・ 学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童、保護者等への周知
- ・ P T A や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約（情報収集・共有化等）

- ・ 各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・ 相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の把握・組織的判断等）

- ・ 関係教職員の招集及び役割分担
- ・ 教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化等）

- ・ 対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・ 教育委員会への報告・相談
- ・ 対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・ 関係機関への協力要請 等

キ 重大事態への対応

- ・ 教育委員会への報告・相談
- ・ 教育委員と連携した対応 等

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

本校は、昨年度と今年度の2年間、「感動と笑顔あふれる学校づくり推進事業」の研究校となった。「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）を踏まえ、全校児童の自己有用感の育成に全教職員で努めていく。その際、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）及び「自ら問い、自ら行う 金沢探究スタイル」（令和7年3月 金沢市教育委員会）を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【実際】

- ・ 子どもたちの主体性を育むために、チームでの課題研究を行い成果と課題および改善策を教職員で共有する。

- ・学習の土台として「じ（時間を守る）・つ（次の時間の準備）・は（話を聴く）」と「学習規律」について全職員で共通理解し、「人を大切にすること」のよさを味わう。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【実際】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目に関する教科書の題目をチェックする。
- ・人権週間に人権集会を行い、実態に応じた題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて人権に関わる授業を実施する。
- ・4～5月に道徳の授業において、いじめに関わる題材を取り上げ、全学級でいじめについての正しい認識をもつ機会を設ける。

③ 異学年交流の場の提供

たてわり活動を通して、上級生には下級生を気遣う思いやりの気持ちや自己有用感を持たせ、下級生には上級生を尊敬や憧れの気持ちを持たせられるようにし、共感的な人間関係を育成する。

【実際】

- ・高学年が立案をするたてわり遊びを学期に一度設けて、異学年交流の場を設ける。
- ・月に一度たてわり班と短時間で関わる、たてわり light を定期的に設けて、異学年が自由に関わる場を増やす。

④ 特別活動の充実

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。また、児童が自己決定する場を提供することで、主体的に活動し、互いのことを認め合いながら、自己存在感を高めることができるよう工夫する。

【実際】

- ・学年集会、遠足、運動会、音楽集会、6年生を送る会、その他学年毎の行事で学年実行委員会が中心になって自分達で創り上げる意識を育てる。
- ・児童のふり返りから諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てられるよう学級活動を充実させる。

⑤ 児童会活動の充実

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【実際】

- ・金沢「創造」プロジェクト「毎日元気にすごします」に関わる取り組みを児童と計画、実行する。
- ・運営委員会の人権集会、生活委員会のあいさつ運動、健康委員会のふわふわ言葉集めなど、児童たちにより良い関わりをもたせる児童会の活動を計画、実行する。

⑥ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【実際】

- ・外部の講師を招き、児童と保護者に向けてネットいじめ防止講演会を実施することで、家庭と連携を図りながら児童にメディアとの関わり方を指導する。
- ・児童自身にメディアとのより良い関わり方を考えられるようにメディアコントロールの取り組みを年2回行う。
- ・年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑦ アンケートや教育相談の実施

年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【実際】

- ・心の健康観察（ここタン）を毎日実施する。教師が児童の困り感をいち早くキャッチできる環境を整備し、問題行動等に素早く対応できるようにする。
- ・毎月先生に伝えたいことがないか考えてから心の健康観察（じっくりここタン）を実施することで、児童の困り感を表出させる場を確実に設け、問題行動の未然防止の充実を図る。
- ・月末の児童理解の会を開催し、現状の把握や対応の共通理解を図る。その中で「じっくりここタン」の結果を確認し、対応を検討すると同時に追跡調査を実施できる体制を整える。
- ・年に2回「児童アンケート」、「保護者アンケート」を実施する。
- ・無記名で行う「金沢市いじめアンケート」や「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」を活用し、いじめの背景等の実態把握に努める。
- ・3～6年でWEBQUアンケートを実施し、アンケート結果を参考に好ましい人間関係づくりの支援に努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携を図り、児童自身、もしくは保護者と教育相談の場を適宜設ける。

⑦ 校内研修の実施

いじめに関して全ての教職員が共通認識を持って対応するため、年に複数回（年度当初及び2学期始業日までに自殺予防教育を含めて実施）、年間計画に位置づけ、いじめを初めとする生徒指導上の諸課題等に関する校内研修会を行う。

【実際】

- ・年度当初にいじめ対策チームの運用の仕方や留意事項を確認することでいじめに関して組織的に対応できるように体制を整える。
- ・いじめ防止の観点から学習指導と生徒指導の一体化に関する校内研修会や事例検討会を定期的に行う。効果的に行うためにポイントを絞りながら全職員が必要感を持って臨めるように配慮していく。
- ・事例検討会ではいろんな経験年数の職員が関われるように工夫しながら、教職員が個別対応で大切にしていることを共有する場を設ける。
- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。

⑧ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図り、児童生徒が健やかに成長するよう支援していく。

【実際】

- ・学校運営協議会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。

⑨ 年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④児童会や生徒会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	親任式・始業式・入学式	「主体的に学び自律へ歩む、いきいき杜の里の子の育成」をめざしての共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導計画の確認	特別活動の全体計画・年間計画の確認	金沢「創造」プロジェクトのテーマ確認 「毎日元気にすごします」	情報モラル教育の年間指導計画の確認	ここタンの運用についての共通理解	配慮を要する児童の現状と共通理解 学校いじめ防止基本方針の周知・共通理解	新担任と配慮児童保護者・希望保護者との個人懇談、授業参観・総会・懇談・スクールフォーラム、学校いじめ防止基本方針の公開
5	遠足、任命式、6年ツバメ調査、運動会、5年プール掃除		各学級でいじめ防止に関わる教材での道徳授業、	遠足、運動会の充実・活動のふり回り	金沢創造プロジェクト、前期児童会の取り組みの計画、実行			児童理解の会（運動会用）	学校運営協議会①
6	提灯行列、プール開き、新体力テスト						WEBQU アンケート		
7	6年合宿、終業式、金沢『絆』の日、水泳記録会	取組の分析・改善点の明確化	道徳の時間の実施状況の確認、弁護士によるいじめ防止教育			メディアコントロールの取り組み	児童アンケート、保護者アンケート、金沢市「携帯電話・インターネット」アンケート		個人懇談、携帯電話等の適切な利用の呼びかけ、メディアコントロールの取り組み
8	ジュニア金沢検定	2学期の取組の共通理解						校内研修会（自殺予防）、児童理解の会（事例検討会）	
9	始業式、5年合宿								学校運営協議会②
10	6年連体、任命式、5年観劇、音楽集会、ランランタイム			音楽集会の充実・活動のふり回り	前期ふり回り		金沢市いじめアンケート、WEBQU アンケート		授業参観・懇談、面談希望保護者との面談
11	6年中根小交流、ランランチャレンジ		道徳の時間の公開	ランランタイム、チャレンジの充実・活動のふり回り	金沢「創造」プロジェクト外、後期児童会の取り組みの計画、実行	ネット・いじめ防止講座			
12	4年ミュージアムクルーズ、終業式	取組の分析・改善点の明確化、3学期の取組の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実施状況の確認				児童アンケート、保護者アンケート		個人懇談
1	始業式、校内書き初め会、縄跳び週間			特別活動の全体計画・年間計画の見直し		メディアコントロールの取り組み		校内研修会（各種調査結果の分析）	メディアコントロールの取り組み
2	6年生を送る会		道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し	6年生を送る会の充実・活動のふり回り		情報モラル教育の年間指導計画の見直し			授業参観・懇談・スクールフォーラム、学校運営協議会③
3	卒業式、終業式	取組の分析・改善点の明確化 次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認、道徳の時間の実施状況の確認		後期ふり回り		ここタンの運用の見直し	情報共有（次年度への児童理解）	
通年	毎月の全校朝会	学年会、教科会等での月一回ふり回り	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施、年に一度の道徳による授業参観	学年実行委員会活動の充実	金沢「創造」プロジェクト外の活動、児童会委員会活動の充実	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施	毎月のここタン、月に一度のじっくりここタンの実施、特別支援担当からの情報交流、教育相談の場の周知	配慮を要する児童の情報交換、学級経営力向上のための校内研修	学校だより 保護者への連絡 学童との情報交換

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休 み 時 間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る

清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

<注意しなければならない児童の様子>

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
そ の 他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。

- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに興味をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

＜インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン＞

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

※特に、インターネットについては、犯罪等の被害・加害になり得ることを含め、前述の「インターネットを通じて行われるいじめの特徴」を家庭内でも十分に話し合い、インターネット接続機器の取り扱いについてフィルタリングの設定（青少年インターネット環境整備法・H29）や家庭内でのルール作りを行うなど、学校と連携・協力した対応を図ること。

（４）「いじめに対する措置」（発見したいじめへの対処）

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

＜発見から組織的対応の展開＞

1. いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・児童生徒や保護者からの訴え
- ・「悩みアンケート」から発見
- ・校内の先生等からの情報提供

最初に
認知した
教員等

→ 学級担任
＜学年主任＞

→ 生徒指導 →

校長
教頭

2. 「いじめ問題対策チーム」開催

(1) 情報の整理 状況の整理 緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度確認

(2) 対応方針と指導の流れ

・被害者、加害者、周辺児童からの
事情聴取と支援・指導

→ 内容整理 →

情報共有・指導体制
学級、学年、全校等

・保護者対応及び関係機関への連絡

3. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(5) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない

存在であることを理解させ、自信を持たせる。

- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・ 保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・ 児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを踏まえ、市教委と連携しながら適切に対応する。

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（法第28条第1項第1号）

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（法第28条第1項第2号）

○ 「相当の期間」の目安は年間30日

○ 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、国の基本方針、重大事態ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解することが必要である。

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、学校運営協議会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関の案内

相 談 機 関	電話番号	受付時間
金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ 電話相談	076-243-0874	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザこども総合相談センター (金沢市児童相談所) ・虐待通報 ・全国共通ダイヤル(厚生労働省)	076-243-4158 076-243-8348 189	月～金 9:00～17:45 24時間受付
石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン (全国統一) 24時間子供SOSダイヤル	076-298-1699 0120-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター(相談課) こころの相談ダイヤル	076-238-5750 076-237-2700 0570-783-780	月～金 8:30～17:15 月～金 9:00～17:00 月～金 17:00～翌日 9:00 土日祝 0:00～24:00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番(法務省) みんなの人権110番 (インターネット人権相談窓口) ※SOSミニレター(無料) eメール	0120-007-110 0570-003-110 (メール相談可)	月～金 8:30～17:15 月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室 (金沢法務少年センター)	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番 ヤングテレホン	0120-617-867 0120-497-556	24時間受付 月～金 9:00～17:45
金沢こころの電話	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00

